

土地の使い方の ルールを見直します

用途地域などの見直し素案にご意見を

来春、市は土地利用の基本的なルールとなる用途地域などの見直しを行います。現在、その素案に対する皆さんの意見を募集中。将来のまちの姿に関わる見直しですので、ぜひご意見をお寄せください。

【詳細】都市計画課 ☎211-2506

用途地域とは？

暮らしやすいまちをつくるための、土地の使い方のルール

無秩序に建物が建ち、街並みが乱れないよう、地域の特性に合わせて土地の利用の仕方を規制するルールのこと。札幌市は、市街地の範囲を広げず、その質を高めるという「コンパクト・シティ」をまちづくりの目標に掲げています。その実現を目指しつつ、将来の超高齢社会に対応し、環境に優しいまちを目指すため実施するのが、今回の見直しです。

1 歩いて暮らせるまちをつくる

●地下鉄駅などから離れた場所では 大規模な店舗の立地を制限する

郊外に大規模な店舗や映画館が増えると、自動車で購入に出掛ける人が増える一方、車に乗らない人が不自由を感じる恐れがあります。そこで、都心や地下鉄駅周辺を除き、床面積が1万㎡を超える店舗の立地を制限します。

●郊外の住宅地に、日常生活に身近な お店などを建てられるようにする

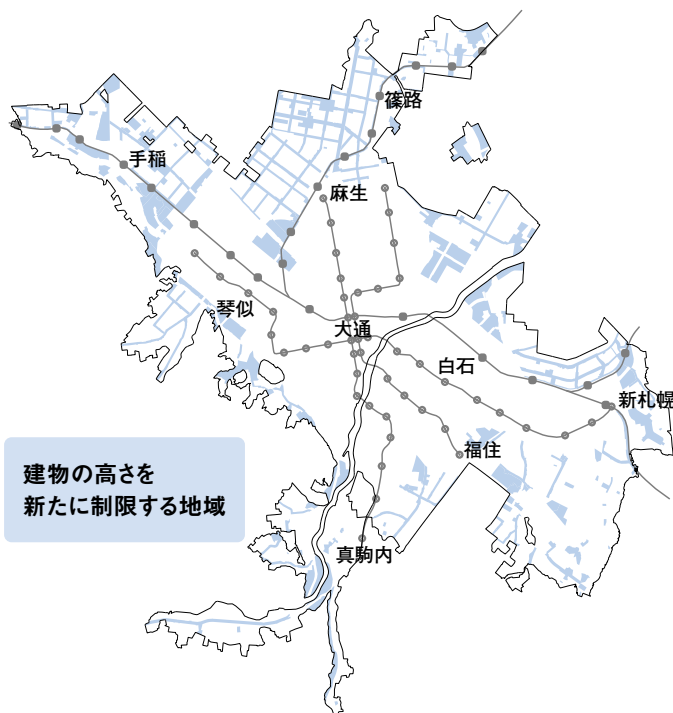
郊外の住宅地には、生活に必要な物を買えるお店が、身近な場所に建てられない地域があります。自動車に乗らない人も家の近くで日常の買い物ができるように、食品や日用品を買えるお店が建てられる場所を拡大します。



2 調和のとれた街並みをつくる

●低い建物が多い住宅街では 街並みに合わせた高さに制限する

地下鉄駅などから離れた住宅地の中には、低い建物が並んでいても、ルール上は高い建物が建てられる地域があります。こうした地域を対象に、高さの制限を18mまでに強化し、将来にわたって街並みの調和が保たれるようにします。



ご意見をお寄せください

市役所5階都市計画課、2階市政刊行物コーナー、区役所、まちづくりセンターなどで配布中のパンフレットをご覧の上、添付の用紙を12/20(火)(必着)までに送付。詳細はホームページでもご確認いただけます。